

米国に拠点を持つ日系企業の カナダ進出

支店か子会社か、日本直下か米国直下か
実務判断のポイント整理

2026年3月

講師のご紹介

溝口 彰

Lynx Global Partners

- トロントからリモートで
CFO / 財務コントローラー代行
サービスを提供中
- 公認会計士
 - 日本
 - カナダ・オンタリオ州
 - 米国・ニューハンプシャー州
(Inactive)

はじめに

対象：すでに米国に拠点をもち、カナダ進出を考えている企業

本日の立場：

- 税率比較ではなく、主に税務・会計の観点から
選択の判断軸を実務家の視点で示すこと
- 各論点の深掘りは必ず弁護士、会計士等の専門家に相談いただきたい

本日のゴール：

自社で何を優先するか整理できる状態になること



アジェンダ

Part 1

カナダ進出形態の整理

Part 2

実務的な判断ポイントの例

Part 1 カナダ進出形態の整理

1-1 支店か子会社か

1-2 日本直下か米国直下か

1-1 支店か子会社か

カナダで利用しうる事業形態

- 支店（外国法人のカナダ国内での事業経営）
- 子会社（Corporation／株式会社）
- その他、個人事業、駐在員事務所、合併事業、非居住者輸入プログラム、無限責任会社、パートナーシップ、信託など多種にわたる

支店の特徴

- 法人格がない（親会社が直接リスクにさらされる）
- 恒久的施設（Permanent Establishment）を通じて事業を営む場合、法人税を支払う義務が生じる
- 配当、利子、使用料の源泉税が生じない
- 支店税（Branch Tax）の対象
- カナダでの所得がカナダ及び本国で課税される
- 外国税額控除制度によって二重課税の軽減が図られる

子会社（Corporation）の特徴

- 有限責任：親会社のリスク遮断が可能
- 会社（独立した法人）として課税される
- 配当、利子、使用料の源泉税が生じる
- 支店税なし
- 親会社への配当金は、外国子会社配当益金不算入制度や外国税額控除制度により二重課税の軽減が図られる

1-2 日本直下か米国直下か

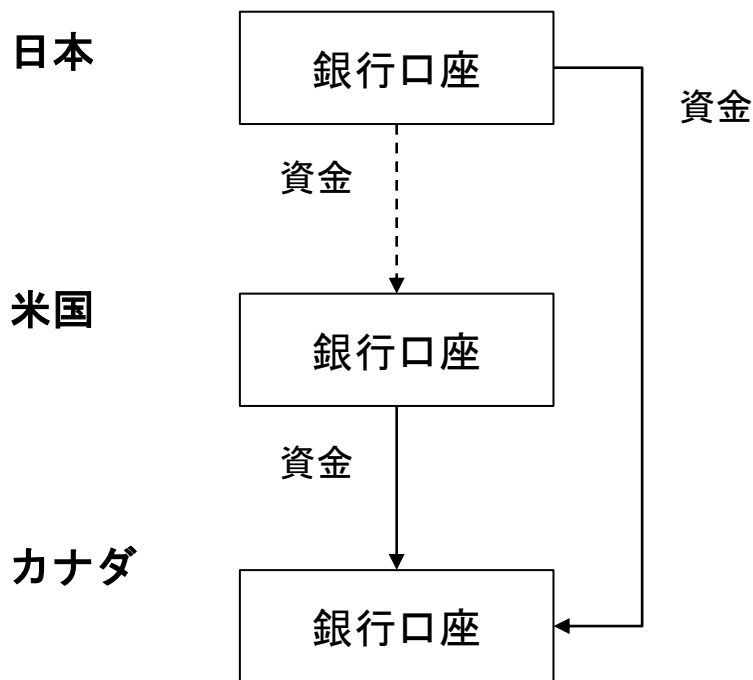
日本直下か米国直下か

1-2-1 資金供給ルート

1-2-2 課税国と税負担の関係

1-2-3 事業管理上のメリット

1-2-1 資金供給ルート



- 日本・米国いずれから注入するかが検討の出発点となることが多い
- 通常、資金供給手段は以下3つの組み合わせとなる

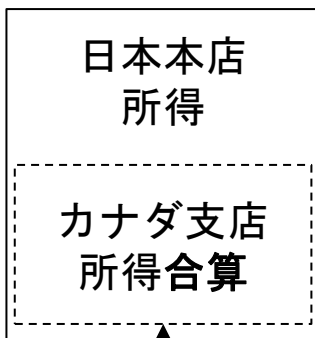
資金	出所
資本金	日本親会社
借入	現地銀行
親子ローン	日本親会社

1-2-2 課税国と税負担：着眼点

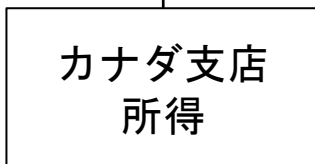
1. 各国での課税対象の範囲と税率
2. 配当、利子、使用料の支払国における源泉徴収税
3. 源泉徴収税や支店税への外国税額控除の適用可否

1-2-2 課税国と税負担：支店（日加間の例）

日本



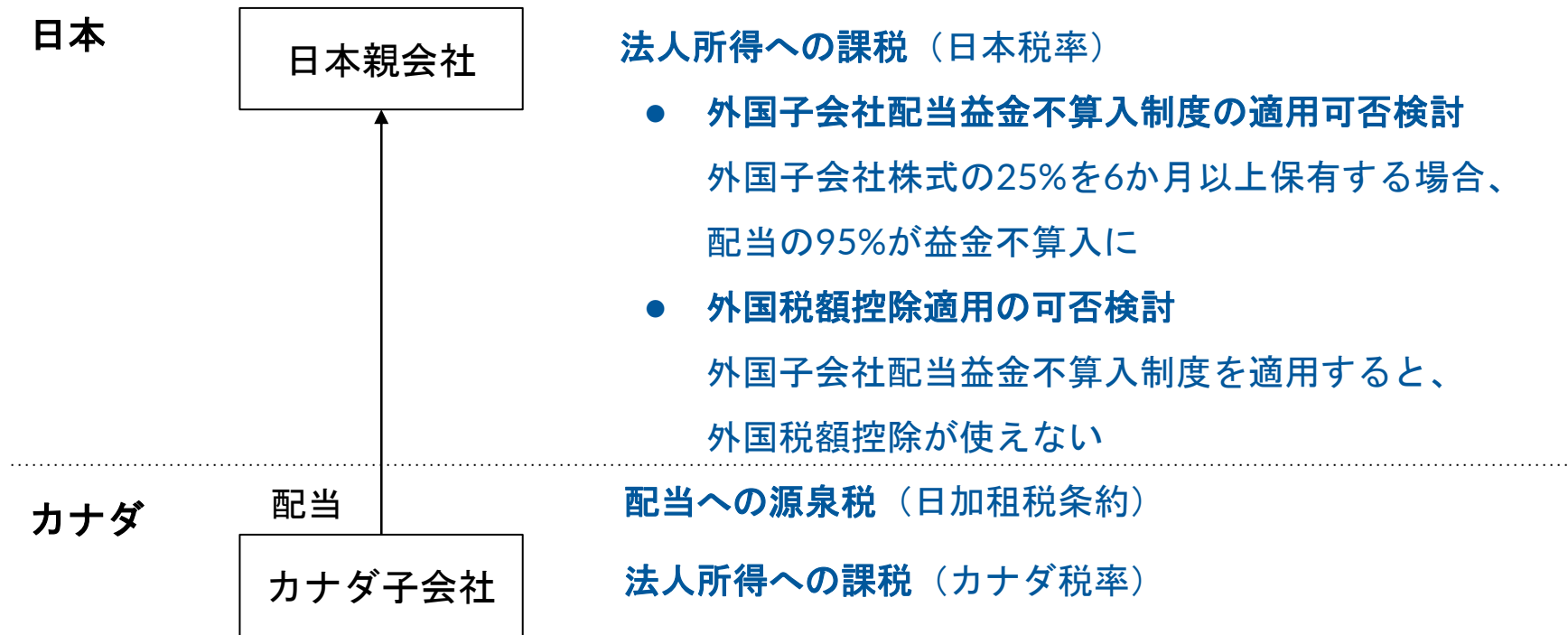
カナダ



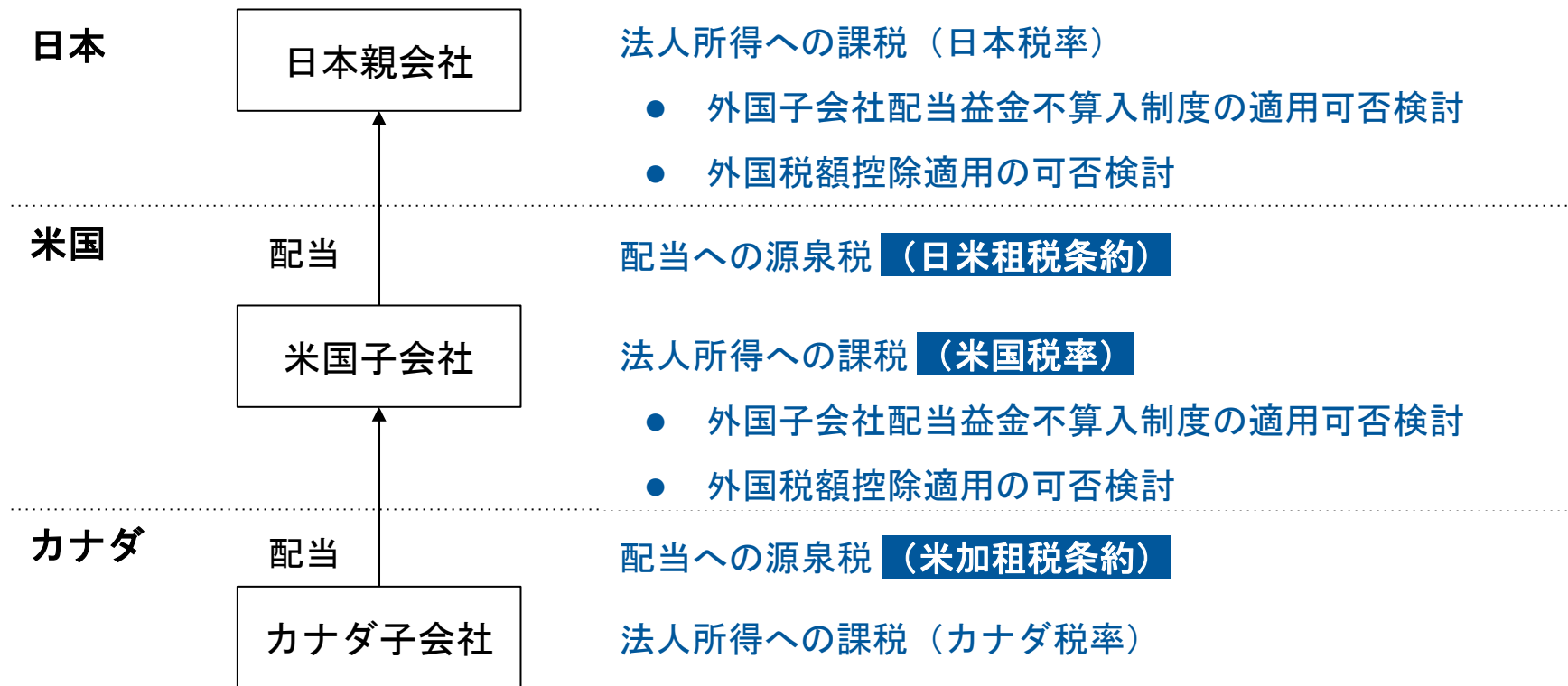
所得への課税

- 支店所得を合算し、日本税率で課税
 - カナダで支払った法人税および支店税への外国税額控除適用の検討
-
- 支店の税引後利益に対して支店税課税
 - 支店所得への法人税課税（カナダ税率・PE課税を前提）

1-2-2 課税国と税負担：日本直下・会社の場合



1-2-2 課税国と税負担：米国直下・会社の場合



1-2-2 課税国と税負担：配当に関する源泉税率

租税条約	非居住者に支払われる配当に適用される源泉税率（概要）
日加	5%：保有割合が25%以上、かつ直近6か月以上保有する株式に係る配当の場合 15%：それ以外の場合
日米	0%：議決権のある株式の50%以上を直接又は一以上の日本・米国のいずれかの居住者を通じて間接に6カ月以上保有し、所定の条件を満たす場合 5%：議決権のある株式の10%以上を直接又は間接に保有する場合 10%：それ以外の場合
米加	5%：保有割合が10%以上 15%：それ以外の場合

1-2-3 事業管理上のメリット（米国直下）

- 親会社としての承認行為を米国子会社に権限委譲し、
地域的に近い場所から経営を監督できる
- 日本への報告にあたり、米国子会社で北米の業績を集約できる
- 経営管理に必要な英語リソースが利用できる

1-2-3 事業管理上のメリット（日本直下）

- 組織の重層化を避けることにより、
 - 日本・カナダ間の意思伝達が迅速に
 - 米国を挟まないことでルールの二重化を防げる
 - 業績報告の日数を短縮化（北米で集約する時間の省略）

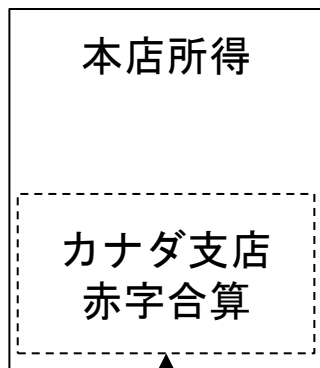
Part 2 実務的な判断ポイントの例

- 2-1 カナダで赤字が発生する場合の税務
- 2-2 親会社に利益を戻す場合の税務
- 2-3 米国サブ連結の会計上の論点
- 2-4 将来の売却・再編

2-1 カナダで赤字が発生する場合の税務

支店の場合の例示

日本または
米国



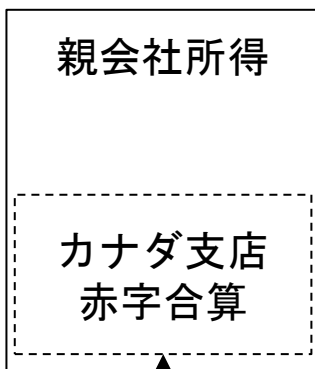
カナダ

- 支店の場合、支店の赤字が本店の課税所得を減らす（所得があれば）
- 一般的には、法人税率は日本 > 米国
- そのため、日本本店に合算される場合の方が税負担が下がるケースが多くなる
- ただし、外国税額控除の制限や所得区分の影響により、必ずしも全体最適にならないケースもある

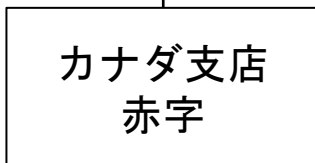
2-1 カナダで赤字が発生する場合の税務

支店の場合の例示

日本または
米国



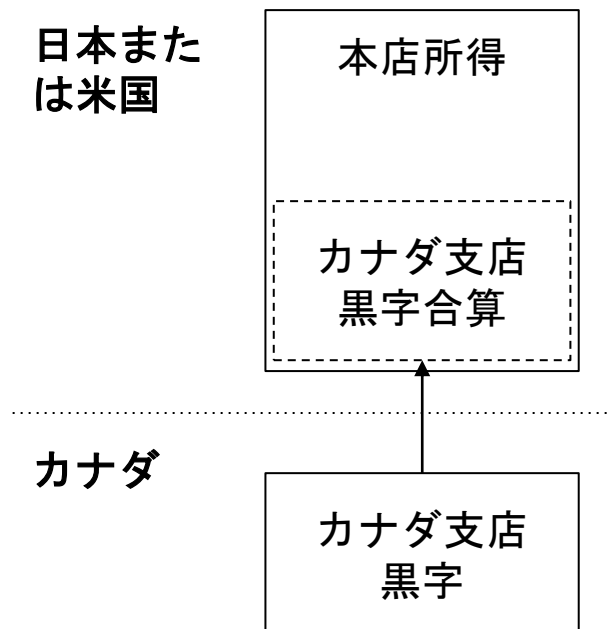
カナダ



(続き)

- 一方、子会社の場合は赤字は基本的にカナダ子会社にとどまる
- したがって、当初は支店で始めて、黒字化のタイミングで子会社化するというアプローチもあり得る
- ただし、実際には最初から子会社を選択するケースも多い
 - 親子のリスク遮断
 - 支店から子会社へ転換する手間・コスト

2-2 親会社に利益を戻す場合の税務：支店

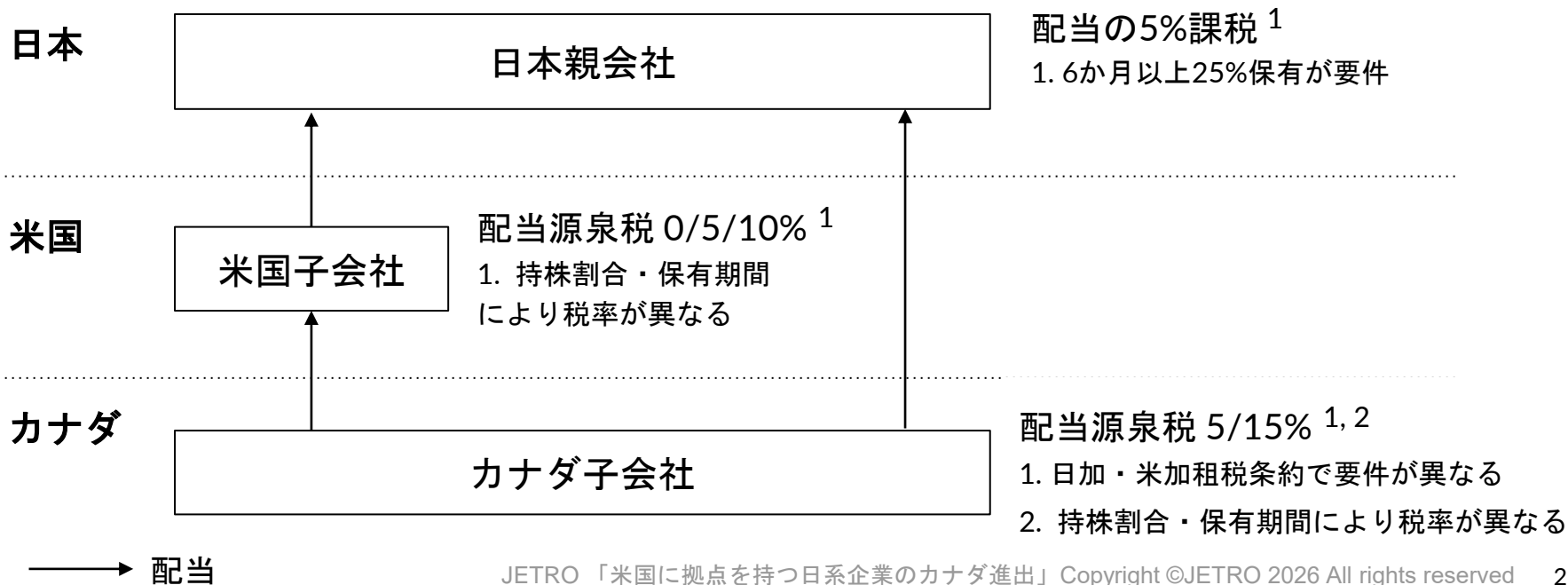


考慮ポイント

1. 黒字がどの国（日本または米国）に合算されるか及びその国の税率
 - 一般的には、法人税率は日本 > 米国
 - そのため、日本本店に合算される場合の方が税負担は大きくなるケースが多い
2. カナダの法人税や支店税について、外国税額控除の適用を検討する

2-2 親会社に利益を戻す場合の税務：子会社

通常は関与国が増えるほど税コストは増加しやすいが、日米間で0%適用が可能な場合（厳格な要件あり）には、源泉税ベースでは税コスト差は出にくい

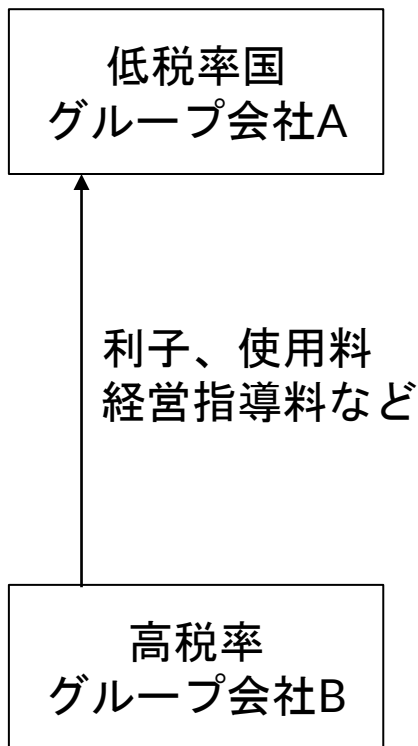


2-2 親会社に利益を戻す場合の税務：子会社

ただし、

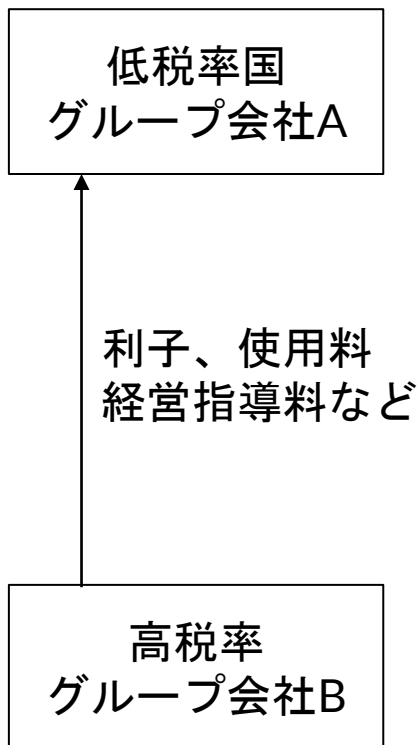
- 0%が適用される要件や手続きを慎重に検討する必要がある
- 米国を挟むと税務上のレイヤーが1つ増える
全体としての複雑性・管理コストが増す
- 外国税額控除で源泉税が全額回収できないケースがある

2-2 親会社に利益を戻す場合の税務：所得移転



- 海外拠点が子会社であることを前提に、一般的に低税率国から高税率国への支払いにより企業グループ全体として税務コストは低下する
- 非常に大まかに言うと、法人税率は
日本 > カナダ ≒ 米国
というイメージだが、逆転するケースもある

2-2 親会社に利益を戻す場合の税務：所得移転



ただし、以下の税制上の論点をクリアする必要あり

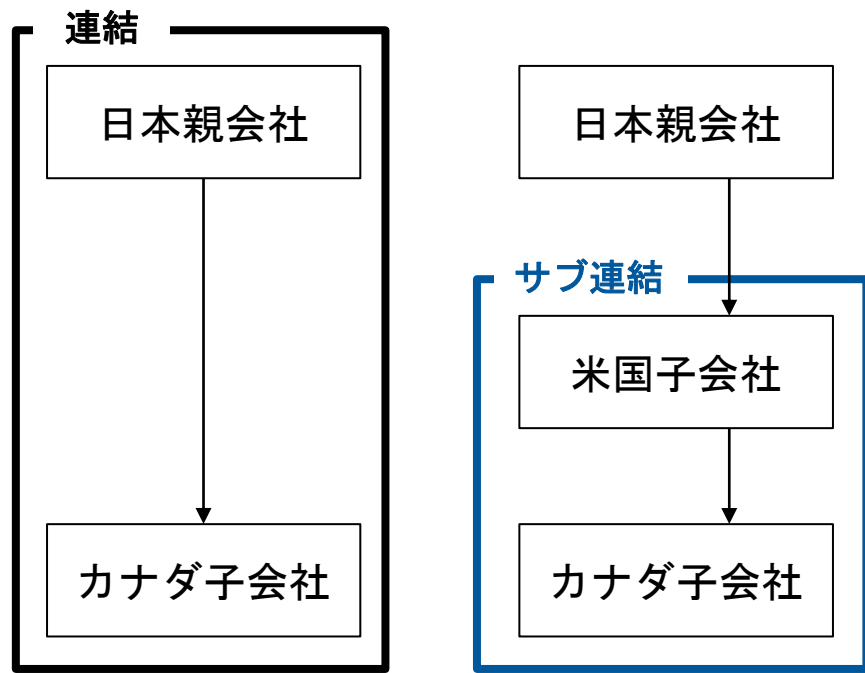
- 貸付に関しては過小資本税制や利息損金算入制限
- 移転価格税制
- 外国子会社合算税制
（日本のタックスヘイブン税制、米国のGILTI）
- 源泉税にどの程度、外国税額控除を適用できるか

税務の論点：まとめ

検討の方向性

- 以上の論点を踏まえ、仮定を置いて最終税負担をシミュレーションする
- 各国税制や外国税額控除制限の影響でシミュレーションは相当複雑になる
- 弁護士、会計士等の専門家との連携が非常に重要

2-3 米国サブ連結の会計上の論点



——→ 出資関係

- 米国サブ連結のための会計基準組替の可能性
 1. 米国基準では他基準の財務諸表をそのまま連結できない
 2. 米国基準を適用するカナダ法人は限られる
- 組み替えにはコストがかかる

2-4 将来の売却・再編（支店のデメリット）

- 支店の事業を別会社に譲渡する場合、次の2択が考えられる
 - 事業譲渡：設備、在庫、契約、ライセンスなどを個別に移転
 - 法人化（会社化）して株式売却
- いずれにせよ、すでに法人化された事業（＝会社）を売却する場合に比べ、一般的に手続きが煩雑になる

ご注意（Disclaimer）

ジェットロ及びLynx Global Partnersが提供する情報・資料は、できる限り正確な内容をお届けするよう努めておりますが、その正確性、完全性または最新性を保証するものではありません。

当資料は2026年3月の開催時点において一般に入手可能な情報および講師の実務経験に基づき作成されたものであり、法令・規制等の変更により、今後必ずしも当資料の内容が適用されない場合があります。

また、当資料は一般的な情報提供を目的としたものであり、主催者として特定の対応方針や判断を推奨するものではありません。提供された情報の採否および具体的な対応については、各自の責任においてご判断いただきますようお願い申し上げます。万一、当資料の利用により不利益等が生じた場合であっても、ジェットロおよびLynx Global Partnersは一切の責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

JETRO

Japan External Trade Organization